



Title	日本における司法通訳翻訳の現状と課題についての研究
Author(s)	西松, 鈴美
Citation	大阪大学, 2013, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/59878
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について 〈/a〉 をご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏名	にしまつすずみ 西松鈴美
博士の専攻分野の名称	博士(国際学)
学位記番号	第26142号
学位授与年月日	平成25年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 言語社会研究科言語社会専攻
学位論文名	日本における司法通訳翻訳の現状と課題についての研究
論文審査委員	(主査) 教授 津田 守 (副査) 教授 千葉 泉 准教授 宮原 暁 法廷通訳人 大阪外国語大学名誉教授 溝上 富夫 同志社大学教授 杉田 宗久

論文内容の要旨

本論文は、2012年現在の日本における司法通訳翻訳の現状を、法廷通訳という観点から分析しながら、今後の司法通訳翻訳の法制化をも視座に入れた研究である。

第1章では、本研究の社会的背景、目的等を述べる。第二次世界大戦の戦後復興、1960年代の高度経済成長を経て、1970年代の先進国仲間入りを契機として日本は国際化が進んだ。日本企業の海外進出、外国人(日本国籍でない者)入国者の増加といったように、海外との関わりは、より深く、日常化してきた。1973年以降、安定成長を続けていた日本経済は、1985年、ブラザ合意を契機として、日本はバブル経済時代を迎える。この時期、日本では慢性的な人手不足、労働力不足が生じ、労働力不足の解消に外国人労働者の受け入れ方法を模索した。日本では、元来、単純労働を目的とした在留資格は存在してこなかったが、研修生や定住者といった在留資格を創設することで、実質的には外国籍住民を労働者として社会に受け入れ、労働力不足を補ってきたのである。

こうして外国人等(ここでは、日本語を十分に解しない日本人を含み、外国人等という)が多数、来日・滞日するにつれ、日本における通訳翻訳の需要は高まりを見せた。来日・滞日外国人問題を扱う緒論は、継続的に展開されてきた。来日外国人の人権という捉え方をした法学的アプローチ、多文化共生、異文化コミュニケーションから事象を捉えようとする社会学・人類学的アプローチ等があり、そのいずれにおいても、通訳翻訳の問題は議論されてきた。そして、行政や医療の分野をも含めて「コミュニティ通訳」として扱われることもある。しかし、それらの領域では、その領域に特有の課題もあり、なかなか共通の見解に到達することはない。しかるに複数のアスペクトから通訳翻訳問題に焦点を充てた議論が出現することはなかった。

そこで第2章は、通訳翻訳という社会的業務の需要及び存在意義について概観する。異言語への変換過程の中での通訳の意義と位置付けから通訳形態や方法についても述べる。さらに、通訳翻訳といった業務が必要とされる局面も検討する。

刑事訴訟手続における法廷通訳人の認定、資格化や法制化は、外国籍住民が増加するようになった1980年代から議論されてきた「古くて新しい」課題である。そのためには、まず、通訳と社会的需要を検討する必要がある。例えば、入国管理局においては、上陸審査のみならず、違反調査でも通訳や翻訳作業が必要とされる。刑事・民事(行政・労働を含む)、家事といった裁判所における事件でも、外国人等が関わるのが珍しくはなくなっている。また、外国人・外国籍住民が、行政サービスや医

療を享受する主体となることもある。日本社会における外国籍住民との共生については、地方自治体レベルで生活ガイドを発行したり、外国籍児童生徒にその第1言語のできる相談員やサポーターをつけたりして、同化を推進する取組がなされている。外国人の人権や市民権といった概念は、日本社会がこれまで経験してこなかった新しい局面である。まさに、外国籍住民との関わり多岐に及び、私たちの住む社会において、彼らは「お客さま」という存在であり続けることは少なくなり、「隣人」となってきたのである。

こうした我々を取り巻く環境の変化を述べた後、通訳に必要な資質について概観する。通訳学は学術面においては、未だ若い分野である。そのため、通訳者に必要な資質についても緒論が存在し、必要となる資質も通訳が行われる場面によっても、重要とされる要素は異なる。そのなかから、いくつかを選び検討を加える。

国境を越えた人の移動は、経済や文化の交流の促進といった肯定的な側面ばかりではなく、異文化への無理解や誤解、さらには何らかの形で犯罪や訴訟に巻き込まれるという社会内の否定的側面にも及ぶ。第3章では、外国人移民の問題に日本より早くに取り組んでいる諸外国の実例から、日本の法廷通訳の在り方を探る。その目的のため、法務省大臣官房司法法制部や法務総合研究所、社会安全研究財団等は研究者を海外に送り、刑事司法手続における取組を視察させた。一次資料としてそれら調査報告を活用し、大陸法体系の国としてドイツ連邦共和国、フランス共和国、英米法体系の国としてアメリカ合衆国及びオーストラリア、筆者の専門言語であるスペインの制度や運用について概観する。これらの法廷通訳、司法通訳に関する認定制度や資格制度を持つ国々の実態の運用から、そうした制度のメリットやデメリットを考察する。

諸外国の制度を概観するうえで、1948年12月、世界人権宣言が第3回国連総会において採択された事実は重要である。ヨーロッパにおいては、1950年、欧州評議会が、欧州人権条約(1953年発効)を制定した。1970年代からは、EUの前身であるEC(欧州共同体)は、この欧州人権条約への加入を模索してきた。欧州人権条約は、自由権保護を目的としており、公正公開の審理と裁判を受ける権利や罪刑法定主義、刑事被告人の諸権利等が保障されている。

同宣言の内容を基礎に条約化した国際人権規約は、人権諸条約の中で最も基本的かつ包括的なものであり、1966年の第21回国連総会において採択され、1976年に発効した。この国際人権規約には、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(社会権規約・A規約)、市民的及び政治的権利に関する国際規約(自由権規約・B規約)がある。日本は、1979年に同規約を批准し、国内法として効力を持つようになった。

自由権規約(B規約)のなかには、刑事手続に関連する条項、通訳を受ける権利に関する条項が設けられており、EUにおいては、マーストリヒト条約(1992年)、アムステルダム条約(1997年)を通じて、司法通訳翻訳の制度や法的整備が行われてきた。また、認定試験やスクリーニングが存在する。さらに資格認定に関しても、更新制度が取られていることが見てとれる。

第4章では、日本に滞在する「外国人」の法的な定義や日本での法廷通訳の経緯、司法通訳と法廷通訳について述べている。特に法廷通訳については、通常第一審で法廷通訳人がついた事件は、1985年には1,000名に満たないが、1994年には法廷通訳人が付いて刑事裁判を受けた外国人被告人の数は5,372人で、1989年に比べて約8倍になり、国籍数も35カ国から57カ国に増えている。2004年にはピークを迎えるものの、その後は減少に転じ、2010年は全終局人員の約6.3%となり、要通訳事件裁判における法廷通訳という問題は、看過できない数字になっているのである。

さらに、日本社会における法廷通訳の役割を実際の事例から検討する。道後事件、メルボルン事件、市川市福栄における英国人女性殺人・死体遺棄事件を取り上げ、法廷通訳における事例を考察する。道後事件は、1996年の事件で、2013年現在からは、17年の隔りがある。しかし、それほどの時を経ても、なお、本質的な問題は問われ続けている。

それは、20年前に起こったメルボルン事件でも同様である。メルボルン事件は、日本とオーストラリアという地理的に遠く、法制的にも日本とは異なるシステムを持つ国のあいだで起こった事件である。オーストラリアの地で裁きを受けなければならなかった日本人が、当然享受することのできる権利、通訳を受ける権利等を侵害されたとして、日本の弁護士団が、オーストラリアに赴き、国際連合の自由権委員会へ、日本人で初めて個人通報を行ったという事例である。個人通報制度は、自由権規

約（B規約）に附属している第1議定書を批准している締約国が、自由権規約上の権利侵害を犯した場合に通報を行うことができる制度である。日本は、この議定書を批准していないが、オーストラリアが批准していることにより、メルボルン事件では、個人通報制度を利用することが可能になった。

市川市福栄における英国人女性殺人・死体遺棄事件は、2008年に被害者参加制度が、2009年には裁判員裁判制度が導入された後に刑事裁判が行われた事例である。この事件は、法廷通訳人が置かれる状況の変化を考察する手がかりとなった。

第5章では、法廷通訳の法的根拠を明らかにし、公認法廷通訳人の国家資格化を検討する。日本では、司法通訳翻訳に関し、「裁判所では日本語を用いる」ことが、裁判所法第74条で定められており、刑事訴訟法175条、同176条、同177条、同178条にも、鑑定人の規則を準用するとある。これらの法律は、法廷通訳の法的根拠であるとする見方が一般的である。刑事訴訟手続では、B規約に謳われているように、外国籍住民が被告人となった多くの場合に、刑事訴訟法181条を適用して、無償で通訳をつけている。

第6章では、法制化と資格認定化の問題点を検討し、今後の展望を述べる。「法廷通訳認定制度・資格化必要論」は、1987年において、すでに指摘されている。2000年代に入っても、認定制度や資格化必要論は、勢いを増すことはなかったが、提唱され続けてきた。しかし、2013年現在では、法廷通訳人の間にプロフェッショナルリズムを確立する必要性が、資格や法制度制定よりも説かれるようになってきている。世界には、多くの通訳者・翻訳者の職能団体や組織が存在する。独自に職業倫理や行動規範を定め、通訳者・翻訳者にプロフェッショナルリズムを確立するよう求める組織・団体もある。

日本では、1990年代の早い段階において、法廷通訳における認定制度や資格化は、特に少数言語においては、不可能だという意見もすでに存在し、法廷のみならず、司法・行政・医療など幅広い領域にわたって、通訳翻訳制度が議論されなければならないという指摘がなされている。

現在では、法廷通訳翻訳が、司法通訳翻訳の一形態として捉えられ、行政や医療とともに、コミュニティ通訳として扱われているのは世界的な傾向である。医療や行政の領域における通訳翻訳に関する議論は、本論文の目的ではないため、割愛している。しかし、医療・行政分野においても、それぞれの視点から通訳翻訳研究は行われているし、職業倫理や行動規範を定めていこうとする動向も存在する。本論文は、タスク・フォースを立ち上げ、これまでの先行研究が築いてきた礎の上に、より深い、学際的な議論を行うことが必要であると結ぶものであると結論づける。

論文審査の結果の要旨

本論文は日本における司法通訳翻訳、とりわけ法廷通訳に関して、その社会的背景を現状を分析し、今後の発展に向けた課題を探り、将来の司法（法廷）通訳翻訳人についての法制化を示唆するものである。これは申請者自身が過去10数年間に及ぶ法廷通訳人としての実務経験を踏まえるとともに、国際比較の視点から記述と分析を試みるものであった。

近年、日本がグローバル化を進展させていることにともない、いわゆる刑事第1審（地方裁判所）において外国人が被告人、証人あるいは被害者となる事例が増加してきていると申請者は指摘する。それ自体が一種の社会問題とすらなっている。ただ、そういった刑事訴訟手続きの過程で不可欠なことは、つまり警察での捜査取調べ、弁護士による接見、検察庁における捜査取調べ、裁判所における勾留質問及び公判、さらには、場合によっては刑務所における服役にいたる様々な段階で肝要な役割を果たしている司法（法廷）通訳翻訳人である。申請者は、これらの段階ごとにその実態を明らかにしている。

申請者は、刑事事件に限定しても地方裁判所において、様々な言語での法廷通訳人が付いている現状を示すとともに、法廷通訳の実情と法廷通訳人の立場が問題になったいくつかの事例を具体的にとりあげ、それらへの考察を行っている。

「法廷通訳の法制化」（第5章）においては、まず、すべての刑事被告人における「裁判を受ける権利」に立ち戻り、それを保障するという観点から法廷通訳人の公的資格化と公認に関する議論をまと

めている。とりわけ、「名称独占資格」と「業務独占資格」に関する論考は、これまでなかった新しい視座を与えるものであった。しかしながら、現代において法制化というのは安易に実現するものではなく、現実においてはこの10数年間においても漸次、運用面での改善や改良がおこなわれている事実にも言及している。

これらを踏まえて第6章「結言」をまとめている。本論文は、司法（法廷）通訳の現場にいる実務家はもとより、ひろく法曹3者（裁判官、検察官、弁護士）、研究者などに一定の知見を提供するものであると評価された。

本論文では、国際比較を試みてはいるが、その対象が欧米諸国に限られているのはやや偏りがあると指摘された。日本にとっての近隣アジア諸国における実態は、逆に日本より「進んでいる」と言われることもあり、例えば韓国、台湾、香港なども比較できたであろう。また、論文全体が記述と分析を演繹的に進めるという形をとっていたが、焦点をより明確にするためには、仮説検証型の構成にできたらうと言える。

以上の諸点に鑑みて、本論文は博士論文としての基準は超えた、またさらなる発展の期待される研究であるとの判断が、審査員全員によってなされた。よって総合的判断として本審査委員会は、本論文が博士（国際学）の学位を与えるにふさわしい論文であるとの結論に達した。